

マイナンバーカードによる保険証資格確認についてのお知らせ

当院では、2023年4月1日（土）よりマイナンバーカードによる保険証資格確認を導入しております。正確な情報を取得・活用するために、マイナンバーカードをお持ちの方は受診の都度毎回マイナンバーカードによる保険証資格確認にご協力をお願いいたします。資格確認を行い、同意をいただいた場合、薬剤情報、特定健診情報、その他の診療情報を活用した診療を行うことが可能となります。

※下記についてはマイナンバーカードによる保険証資格確認では、現時点では確認できませんので従来通り窓口にご提示をお願いいたします。

- ・医療福祉(マル福)をお持ちの方
- ・公費負担医療をお持ちの方
- ・一部負担金免除証明書をお持ちの方
- ・生活保護を受給されている方 ⇒令和6年3月～確認可能予定

➤ マイナンバーカードによる保険証資格確認の導入に伴い「**医療情報・システム基盤整備体制充実加算**」を算定することになります。

<初診時>

- ・従来の保険証を利用の場合、またはマイナンバーカードによる保険証確認を行ったが、診療情報取得等に同意しない場合・・・加算1：6点
- ・マイナンバーカードによる保険証確認を利用して、診療情報取得に同意した場合・・・加算2：2点

<再診時>

- ・従来の保険証を利用の場合、または診療情報取得に同意しない場合・・・加算3：2点
- ・マイナンバーカードによる保険証確認を利用して、診療情報取得に同意した場合・・・加算なし

※マイナンバーカードを紛失・破損した場合や電子証明書の期限が切れている等で当日利用できない場合も加算1・加算3の対象となります。

マイナンバーカードによる保険証確認についてご不明な点がございましたら受付スタッフにお声がけください。